

（国土交通省国土政策局離島振興課）

制 度 名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長			
税 目	所得税・法人税			
要 望 の 内 容	<p>離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）が指定する地区における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置 普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%）の適用期限を 2 年間延長する。</p>			
	<p>1. 製造業・旅館業 (1) 対象 ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価格の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価格の合計額が以下に示す下限値以上である場合</p>			
	資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超
	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
<p>2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等 (1) 対象 ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価格の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価格の合計額が 500 万円以上である場合</p>				
<p>(関係条文) ・ 離島振興法第 19 条 ・ 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27 ・ 租税特別措置法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56</p>				
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (▲300 百万円の内数) (- 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。</p> <p>そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>政策目標である人口減少傾向の改善を図るためには、産業活動の活性化及び雇用の確保等の人口減少を最小限度に防止することに結びつく施策を行うことが必要である。離島の特産物等、離島ならではの特性を生かした地域経済の活性化を底支えしている製造業及び農林水産物等販売業、離島の交流人口の増加の重要な位置付けである旅館業並びに輸送コストの影響を受けにくく安定した立地が見込まれる情報サービス業等はそれぞれの業種が離島にとって重要な産業であり、これらの産業の振興を図るため、域外からの事業者の誘致及び地域内の製造業、観光業等の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれる手段である本特例措置が引き続き必要である。</p>	
	今回の要望に関連する事項	合理性

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>地方公共団体が策定した「産業投資促進計画」に記載された設備投資の件数等から、以下のとおりの適用を見込んでいる。</p> <p>平成30年度 16件 平成31年度 20件 平成32年度 26件</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保に貢献することが見込まれる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（減収補填：事業税、不動産取得税及び固定資産税） （関係法令）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島振興法第20条 ・ 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>①公共事業に係る国庫補助率の嵩上げ 離島振興計画に基づく事業のうち、法に定められた以下の事業に関する経費に対する国の負担又は補助の割合について、嵩上げされている。 対象事業：道路、港湾、空港、漁港、簡易水道、義務教育施設、保育所及び消防施設等 （根拠法令：離島振興法第7条、別表） 平成31年度予算 概算要求額 48,108百万円</p> <p>②離島活性化交付金 離島活性化交付金等事業計画に基づき、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進及び安全・安心な定住条件の整備強化等の事業を支援する。 対象事業：定住促進事業、交流促進事業、安全安心向上事業 （根拠法令：離島振興法第7条の3） 平成31年度予算 概算要求額 1,860百万円</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>離島振興に係る予算上の措置は、国、地方公共団体等が水産基盤、道路等の社会基盤を整備する公共事業や海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進等の取組を支援する事業を行うものである。</p> <p>それに対して、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進することで、経済の活性化及び就業機会の確保を図ることを目的として実施するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p>

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。</p> <p>離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。</p> <p>また、特例措置の対象を全業種としているものではなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1" data-bbox="549 651 1476 907"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>3 件</td> <td>42 百万円</td> <td>12 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>4 件 (2 件)</td> <td>7 百万円</td> <td>2 百万円 (9 百万円)</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>10 件 (4 件)</td> <td>9 百万円</td> <td>2 百万円 (11 百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：平成 27、28 年度の適用件数及び適用額は財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 196 回国会提出）」から引用、平成 29 年度の適用件数及び適用額は関係都道府県への調査結果をもとに記載)</p> <p>前回要望時の適用件数及び減収額については、括弧内のとおりである。</p>		適用件数	適用額	減収額	平成 27 年度	3 件	42 百万円	12 百万円	平成 28 年度	4 件 (2 件)	7 百万円	2 百万円 (9 百万円)	平成 29 年度	10 件 (4 件)	9 百万円	2 百万円 (11 百万円)	
		適用件数	適用額	減収額															
	平成 27 年度	3 件	42 百万円	12 百万円															
	平成 28 年度	4 件 (2 件)	7 百万円	2 百万円 (9 百万円)															
平成 29 年度	10 件 (4 件)	9 百万円	2 百万円 (11 百万円)																
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>特定地域における工業用機械等の特別償却 根拠条文：租税特別措置法第 45 条、第 68 の 27 条</p> <table border="1" data-bbox="549 1323 1476 1408"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>4 件</td> <td>7 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：適用件数及び適用額は財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 196 回国会提出）」より引用)</p>		適用件数	適用額	平成 28 年度	4 件	7 百万円												
	適用件数	適用額																	
平成 28 年度	4 件	7 百万円																	
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保に貢献することが見込まれている。</p>																		
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成 32 年度の離島振興対策実施地域の人口を 345 千人以上とする。</p>																		

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>離島地域の総人口の推移をみると、高齢化の進展と人口流出により人口減少に歯止めがかかっていない状況であり、平成 28 年の人口は 382 千人であった。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 5 年度 製造業及び旅館業について要望（製造業のみ○） 平成 7 年度 適用期限の 2 年間延長 平成 9 年度 適用期限の 2 年間延長 拡充（過疎に類する地区における旅館業を追加） 平成 11 年度 適用期限の 2 年間延長 平成 13 年度 適用期限の 2 年間延長 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成 15 年度 適用期限の 2 年間延長 拡充（農林水産物等販売業を追加） 除外（ソフトウェア業を除外） 平成 17 年度 適用期限の 2 年間延長 平成 19 年度 適用期限の 2 年間延長 拡充（取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ） 平成 21 年度 適用期限の 2 年間延長 平成 23 年度 適用期限の 2 年間延長 拡充（情報サービス業を追加） 除外（農林水産物販売業を除外） 平成 25 年度 割増償却への改組 拡充（農林水産物等販売業を追加） 拡充（取得価額要件を 2000 万円超から 500 万円以上に引下げ（資本規模により異なる）） 拡充（旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充） 平成 27 年度 適用期限の 2 年間延長 平成 29 年度 適用期限の 2 年間延長</p>